附則第2項による改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利 用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

新				旧				
第1条から第6条 略			第	第1条から第6条 略				
別表第1 略			別	別表第1 略				
別表第2(第4条関係)			別	別表第2(第4条関係)				
機関	事務	特定個人情報		機関	事務	特定個人情報		
略	略	略	略	}	略	略		
17 町	瑞穂町乳幼児	略	17	7 町	瑞穂町乳幼児	略		
長	の医療費の助			長	の医療費の助	地方税関係情報		
	成に関する条				成に関する条	であって規則で		
	例による乳幼				例による乳幼	定めるもの		
	児に係る医療	略			児に係る医療	略		
	費の助成に関				費の助成に関			
	する事務であ				する事務であ			
	って規則で定				って規則で定			
	めるもの				めるもの			
18 町	瑞穂町義務教	略	18	3 町	瑞穂町義務教	略		
長	育就学児の医			長	育就学児の医	地方税関係情報		
	療費の助成に				療費の助成に	であって規則で		
	関する条例に				関する条例に	定めるもの		
	よる義務教育	略			よる義務教育	略		
	就学期にある				就学期にある			
	児童に係る医				児童に係る医			
	療費の助成に				療費の助成に			
	関する事務で				関する事務で			
	あって規則で				あって規則で			
	定めるもの				定めるもの			
略	略	略	略	}	略	略		
41 町	瑞穂町高校生	略	41	1 町	瑞穂町高校生	略		
長	等の医療費の			長	等の医療費の	地方税関係情報		
	助成に関する				助成に関する	であって規則で		
	条例による高				条例による高	定めるもの		

	校生等に係る	略		校生等に係る	略
	医療費の助成			医療費の助成	
	に関する事務			に関する事務	
	であって規則			であって規則	
	で定めるもの			で定めるもの	
略	略	略	略	略	略
引表第3	略		別表第3	略	1